

厚真町災害時備蓄計画 (案)

令和6年○月
厚真町防災会議

目 次

計画の目的・背景等	1
第1章 備蓄体制に係る基本的な考え方	2
第1 家庭内等備蓄	2
第2 自主防災組織等の備蓄	3
第3 流通在庫備蓄	3
第4 行政備蓄	3
第2章 想定する災害	4
第1 地震による被害想定	4
第2 津波災害による被害想定	7
第3 洪水・浸水害	9
第4 土砂災害	9
第3章 備蓄物資交付対象者	10
第1 想定する避難者数の算定	10
第2 個別対応が必要となる年齢区分等	10
第4章 備蓄品目と備蓄目標	11
第1 基本的な考え方	11
第2 備蓄品目	11
第3 備蓄目標	12
第5章 整備・更新計画	24
第1 食料品・飲料水	24
第2 生活必需品及び避難所資器材	24
第3 備蓄品の更新基準	24
第6章 備蓄保管場所	26

第7章 備蓄物資の活用等	27
第1 消費期限等のある備蓄物資の取扱い	27
第2 その他の備蓄物資	27
第3 災害時の物資供給等	27
厚真町災害時備蓄計画の沿革	28

計画の目的・背景等

近年、国内における自然災害は、多発・激甚化など深刻な問題となっており、平成23年の東日本大震災の地震・津波災害、平成30年西日本豪雨、令和元年台風19号、九州南部で発生した令和2年7月豪雨、九州地方から東北地方まで広範囲に渡って被害となった令和3年8月期の前線による豪雨・台風災害など、毎年発生する洪水・土砂災害等では多くの生命・財産が失われるなど、甚大な被害が発生している状況となっている。

また、2019年12月初旬に中国の武漢市で1例目の感染者が報告され、わずか数カ月でパンデミックといわれる世界的大流行となつた新型コロナウイルス感染症は、今もなお、様々な姿を変えた変異株となり、持続している状況にある。災害が発生した場合は、避難所の運営等に大きく影響を受け、感染症への対策も必要となることから、運営にも過大な負荷がかかることとなる。

更に令和2年4月に国は日本海溝・千島海構沿いの巨大地震モデルを公表、これを受け、北海道は北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会にワーキンググループを設置して太平洋沿岸の津波浸水想定について検討し、令和3年7月に太平洋海沿岸の津波浸水想定を公表した。町内の関係する地域住民・企業等に説明会を実施した後、令和4年1月に津波災害警戒区域を指定。その後、国は日本海溝・千島海構沿いの巨大地震による被害想定を公表し、最悪のケースとして冬の深夜にマグニチュード9クラスの海溝型地震が発生した場合、北海道から千葉県沿岸にかけて津波が襲来し、日本海溝地震では199,000人、千島海溝地震では100,000万人の死者が発生すると推計され、そのうち北海道では85,000人とされている。特に千島海溝では、過去6,500年分の津波堆積物の調査結果から超巨大地震ともいえる地震が300年から400年周期で発生したと考えられとおり、前回17世紀の巨大地震から既に400年が経過していることから、大津波をもたらす巨大地震の発生が切迫している状況となっている。

本町において発生した平成30年北海道胆振東部地震では、北海道では初めての震度7（マグニチュード6.7）を記録し、明治以降最大となる山腹崩壊等の土砂災害などによる人的被害と住家を含む数多くの被害が発生し、一時期は1,000人を超える多くの避難者が避難所に押し寄せるとともに、建物の流失・倒壊や電気・ガス・水道等のライフラインが停止し、道路の亀裂、土砂による寸断等により交通の遮断、通信機能も奪われるなど未曾有の大災害となつた。

これまで地域防災計画の整備、防災行政無線のデジタル化、広報誌、町ホームページ・SNS等を活用した防災情報・注意喚起等の発信、町民を対象とした避難訓練の実施など、様々な取組を実施するとともに、また、胆振東部地震の教訓等から地域防災力の強化（自助・共助）の重要性・必要性を再認識することとなつたため、自治会等コミュニティにおける自主防災組織の設立と避難計画等の策定等の啓発を推進するとともに、自主防災組織への支援として、防災備蓄品の無償貸与などに取り組んでいるところである。

本計画は、厚真町地域防災計画第4章第8節「防災資機材等の整備計画」の個別計画として策定し、位置づけるものである。

第1章 備蓄体制に係る基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制は、自分の備えは自分・家庭で行う「自助」、地域コミュニティの自主防災組織等での助け合い及び事業者が行う「共助」、公的機関が支援を行う「公助」の考え方を基本としている。

特に災害発生直後は、生命維持に必要なライフラインの早期復旧、食料品・飲料水等の確保等が困難になることが予想されるため、個人・各家庭および事業所においての備蓄並びに、地域コミュニティで助け合う自主防災活動に必要な救助救援資器材等を備蓄しておくことが重要である。

このため、町は広報誌等による情報の発信、自主防災組織の取組み説明会、避難計画等策定ワークショップ、防災訓練、ハザードマップ説明会等あらゆる機会を捉えて、平常時からの備えについて継続的に町民等への普及・啓発を図り、また、家庭内備蓄や事業所内備蓄の他に、町が行う行政備蓄を強化することで、町民・事業者、自主防災組織、行政が一体となった備蓄体制の構築に努めるものとする。

第1 家庭内等備蓄

家庭内等備蓄とは、町民が自らの家庭内及び事業所において1週間（最低3日間）程度の食料や飲料水、ラジオ、懐中電灯、常備薬及び感染症対策に必要なマスク、手指アルコール消毒液等を用意し、災害時に避難所等の避難先に持ち出して使用するか、又は在宅避難生活で使用、または職場など使用できるように保管するなど、平常時から災害時に必要な物資を準備しておくことをいう。

家庭内及び事業所などの備蓄の推奨・促進にあたっては、日常使用している食料品等の買い置きを活用し、使って補充するローリングストックをすることで十分可能であることや、乾物類のような長期の保存に耐え得るもの、持ち運びに便利で調理の手間のかからない品目の確保、また、災害から水道・電気・ガスなどがストップして使えない場合に備えた、飲料水の確保、非常用トイレ用品の準備、通信機器の予備バッテリー及び冬季の防寒対策で非電気式ポータブルストーブと燃料など生命・生活の維持に必要な物資の準備・備蓄について、あらゆる機会を捉えて啓発に努めるものとする。

【家庭・事業所で用意することが望ましいもの】

種 別	主な品目
食料品等	米、レトルト主食（白米、五目御飯、白がゆ）、アルファ化米、乾麺、即席麺等インスタント食品、乾パン、菓子類、各種缶詰、飲料水及びアレルギー対応食、ハラール食など
生活用品等	衣類（上着、下着、靴下、防寒着、手袋）、軍手、毛布、寝袋、歯ブラシ、タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、携帯用トイレ、トイレットペーパー、救急医薬品、常備薬、ビニール袋、ナイフ、缶切り、ロープ、警笛、筆記具、携帯用ラジオ、携帯通信機器・充電用コード類、カセットコンロ、コンロ用ガス、感染症対策用品（サージカルマスク、手指アルコール消毒液、体温計、除菌用アルコールシート、ハンドソープ、スリッパ等）、ヘルメットなど
貴重品等	現金、小銭、預金通帳、印鑑、身分証明証（免許証、保険証、マイナンバーカード等）、お薬手帳、眼鏡、コンタクトレンズなど
乳幼児用品	粉ミルク・液体ミルク、ほ乳瓶、離乳食、紙おむつ、おしり拭き、バスタオル、乳幼児服など
女性等用品	生理用品、化粧水、保湿クリーム、化粧品など
高齢者 障がい者	介護用品、衛生用品、おむつ用品、補装具、福祉用具、介護保険証、障がい者手帳等の証書類など

種別	主な品目
停電対策	懐中電灯、LEDランタン、ろうそく、ライター、マッチ、モバイルバッテリー、非電気式ポータブルストーブ・燃料、防寒着・防寒具など
ペット対策	首輪、迷子札、鑑札、狂犬病予防注射剤票、マイクロチップ、リード、キャリーバッグ、ケージ、ペットフード、水、療法食・薬、食器、ガムテープ（ケージの補修など）、ペットの写真（携帯・スマホなどに画像保存でも可）、ペットシーツ、排泄物処理用具、トイレ用品、タオル、ブラシ、おもちゃなど
備考	乳幼児、女性、高齢者や障がい者、外国人、アレルギー対応、ハラール（宗教）食品などを考慮し、上記を参考に適宜選択して備蓄する。

第2 自主防災組織等の備蓄

自主防災組織等の備蓄は、地域コミュニティでの防災活動として、救助救援等に必要な資器材等をいう。

【自主防災組織等で用意することが望ましいもの】

種別	主な品目
停電対策	発電機、発電機用燃料携行缶、コードリール、延長コード、投光器、ヘッドライトなど
断水対策	給水缶（タンク）、ポリタンクなど
火災対策	消火器、可搬消防ポンプなど
避難所生活	避難所用シート（マット）、ダンボールベッド、毛布、折り畳み式簡易ベッド、防災テント、非電気式ストーブなど
感染症対策	サーナカルマスク、フェイスシールド、手指アルコール消毒液、非接触式体温計、除菌用アルコールシート、ハンドソープ、間仕切りなど
救護・避難	標旗、リヤカー、ショベル、ラジオ、強力ライト、標旗、メガホン、ロープ、バール、ジャッキなど

第3 流通在庫備蓄

流通在庫備蓄とは、地域内の事業者にあらかじめ協力を依頼し、在庫の食料品や日用品などを災害時の備蓄として活用するのを流通備蓄という。

努めて事業所とはあらかじめ協定等を締結し、備蓄として活用する物資の種類や数量をはじめ、実際に供給を受けた場合の支払い方法などを取り決めておくものとする。

第4 行政備蓄

行政備蓄とは、各種災害発生時に對応するため、町が平常時から行う災害予防、救出救護、応急対策に必要な資器材、生命・生活の維持に必要な食料・飲料品、日用品等の生活必需品のほか、災害時に特段配慮が必要となる乳幼児、高齢者、女性等用品などの備蓄を行い、災害時に必要とする人に必要最小限の支援を行うことをいう。

大規模広域災害時には、人命救助が最優先となることから、これに必要な資器材の確保及び電気・水道・ガス等ライフラインの停止、家屋の倒壊・流失・焼失等による多数の避難者・負傷者の生命・生活の維持に必要な食料・飲料水、生活必需品、衛生用品、避難所運営資器材等の備蓄に努めるものとする。

第2章 想定する災害

根拠に基づいた防災備蓄品の備蓄基準に資するため、各種災害の想定のうち、地震災害及び津波災害による被害想定の避難者数等を基準として設定する。

【本町に影響・被害が発生すると想定する地震】

区分	想定される地震名	規模	最大震度	参考
気象庁震度階級表				
震度階級 計測震度				
内陸型	十勝平野断層帯主部	Mw7.4	5.2 (震度5強)	0 0.5未満
	富良野断層帯西部	Mw6.7	5.0 (震度5強)	1 0.5以上1.5未満
	増毛山地東縁断層帯	Mw7.2	5.4 (震度5強)	2 1.5以上2.5未満
	沼田－砂川付近の断層帯	Mw6.8	5.0 (震度5強)	3 2.5以上3.5未満
	当別断層帯	Mw6.5	4.8 (震度5弱)	4 3.5以上4.5未満
	石狩低地東縁断層帯主部(北)	Mw7.0	5.8 (震度6弱)	5弱 4.5以上5.0未満
	石狩低地東縁断層帯主部(南)	Mw6.7	6.3 (震度6強)	5強 5.0以上5.5未満
	石狩低地東縁断層帯南部	Mw7.16	7.0 (震度7)	6弱 5.5以上6.0未満
	黒松内低地断層帯	Mw6.8	4.8 (震度5弱)	6強 6.0以上6.5未満
	函館平野西縁断層帯	Mw6.6	4.5 (震度5弱)	7 6.5以上
海溝型	西札幌背斜に関連する断層	Mw6.33	4.6 (震度5弱)	
	月寒背斜に関連する断層	Mw6.76	5.5 (震度6弱)	
	野幌丘陵断層帯	Mw6.89	5.6 (震度6弱)	
十勝沖の地震				
三陸沖北部の地震				
北海道北西沖の地震				
北海道南西沖の地震				
北海道留萌沖の地震				
千島海溝モデルの地震				
日本海溝モデルの地震				

第1 地震による被害想定

上記の影響・被害が発生すると想定する地震のうち、最も被害が大きい「石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）」の「冬の夕方」に発生した地震を想定地震とする。（平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調査結果報告書による。）

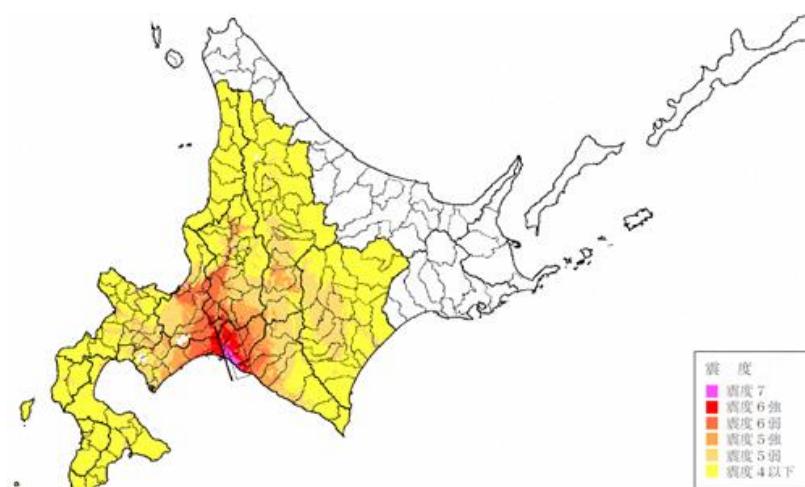


図1_石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）

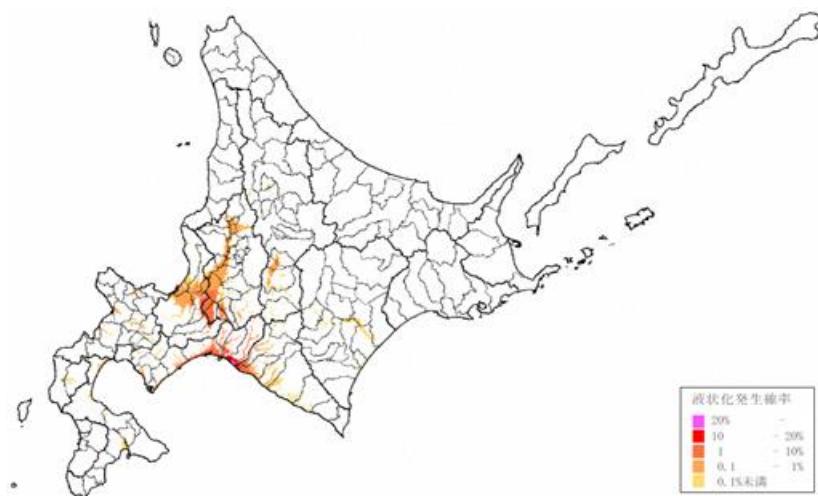


図2_液状化発生確率

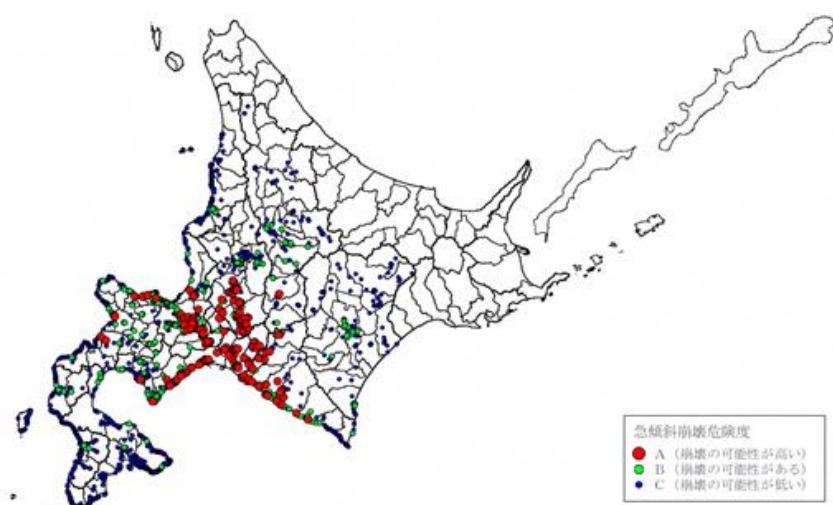


図3_急傾斜地崩壊危険度

【厚真町の地震被害想定結果（石狩低地東縁断層帯南部の地震）】

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	7.0	7.0	7.0
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	22 箇所	22 箇所	22 箇所
		崩壊危険度B(箇所)	6 箇所	6 箇所	6 箇所
		崩壊危険度C(箇所)	0 箇所	0 箇所	0 箇所
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	447 棟	447 棟	447 棟
		揺れによる半壊棟数	728 棟	728 棟	728 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	2 棟	2 棟	2 棟
		液状化による半壊棟数	3 棟	3 棟	3 棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	2 棟	2 棟	2 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	5 棟	5 棟	5 棟
	計	全壊棟数	451 棟	451 棟	451 棟
		半壊棟数	736 棟	736 棟	736 棟
(4)火災被害		全出火件数	2 件	1 件未満	17 件
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	9 件
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	9 棟
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	3 人	2 人	3 人
		揺れによる重傷者数	5 人	3 人	4 人
		揺れによる軽傷者数	63 人	42 人	49 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	2 人	1 人未満	1 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	2 人
	計	死者数	3 人	3 人	3 人
		重傷者数	6 人	3 人	5 人
		軽傷者数	66 人	43 人	52 人
	避難者数	避難所生活者数	1,024 人	1,024 人	1,027 人
		避難所外避難者数	551 人	551 人	553 人
		避難者数計	1,575 人	1,575 人	1,580 人
(6)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	572 箇所	572 箇所	572 箇所
		断水世帯数(直後)	1,834 世帯	1,834 世帯	1,834 世帯
		※断水人口(直後)	4,422 人	4,422 人	4,422 人
		断水世帯数(1日後)	1,696 世帯	1,696 世帯	1,696 世帯
		※断水人口(1日後)	4,090 人	4,090 人	4,090 人
		断水世帯数(2日後)	1,692 世帯	1,692 世帯	1,692 世帯
		※断水人口(2日後)	4,080 人	4,080 人	4,080 人
	下水道の被害	被害延長(km)	4.9km	4.9km	4.9km
		機能支障世帯数	183 世帯	183 世帯	183 世帯
		※機能支障人口	441 人	441 人	441 人
(7)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	64 箇所	64 箇所	64 箇所
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		通行支障箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
		通行支障箇所数	5 箇所	5 箇所	5 箇所

第2 津波災害による被害想定

想定する津波は、令和3年7月及び12月に北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う北海道太平洋沿岸（羅臼町から福島町の沿岸及び内陸市町村）の津波浸水想定（最大クラスの津波を想定して、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定するもの）を津波想定とする。

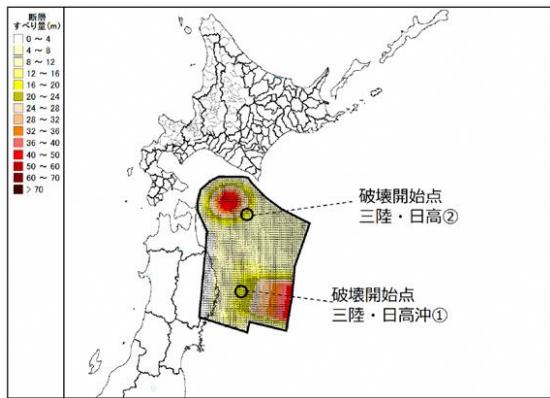


図4_日本海溝モデル地震想定

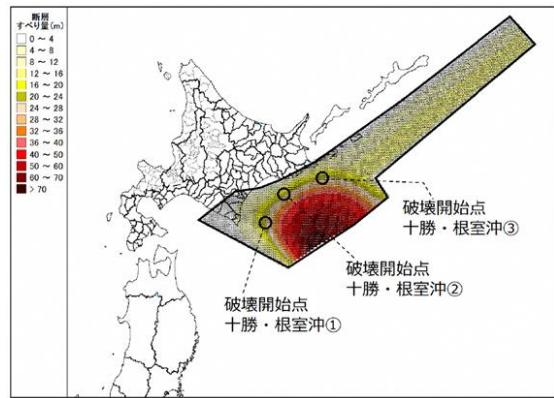


図5_千島海溝モデル地震想定

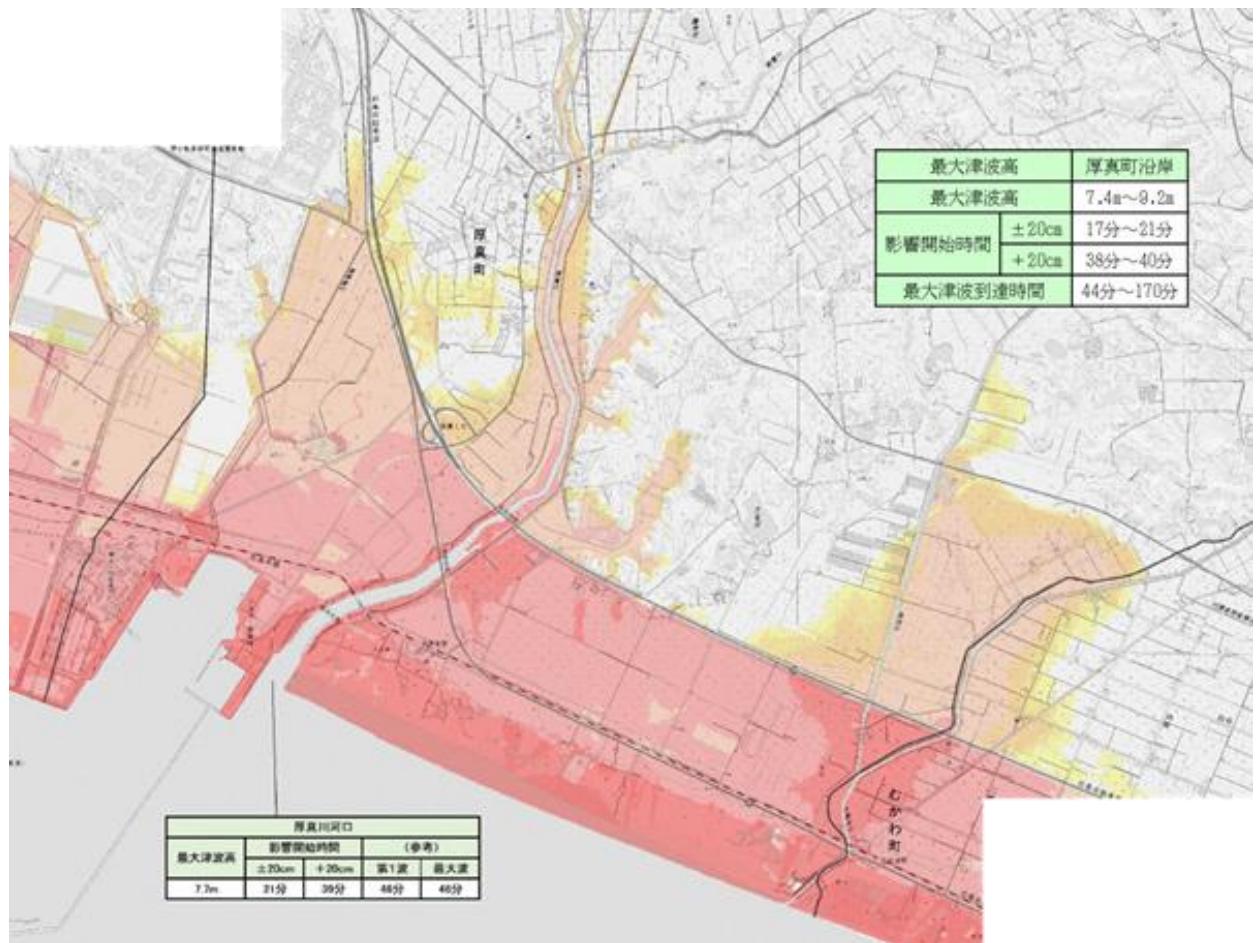


図6_厚真町の津波浸水想定区域

1 建物被害

(1) 全壊棟数 (棟)

	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	合計
夏・昼	—	30	180	—	210
冬・夕	—	30	180	—	210
冬・深夜	—	30	180	—	210

(2) 流氷の漂着を考慮した場合の津波による全壊棟数 (棟)、焼失棟数 (棟)、津波火災の出火件数 (件)、屋外落下物が発生する建物数 (棟)

	焼失	津波 (流氷)	出火	屋外落下物
夏・昼	—	—	—	—
冬・夕	—	—	—	—
冬・夜	—	—	—	—

2 人的被害

(1) 死者数 (人)

	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊
		早朝避難率高+呼びかけ	早朝避難率低	
夏・昼	—	20	30	—
冬・夕	—	10	20	—
冬・深夜	—	10	20	—

(2) 負傷者数・低体温症要対処者数・避難者数 (人)

想定	負傷者数		低体温症 要対処者数	避難者数 早朝避難率低
	早朝避難率高+呼びかけ	早朝避難率低		
夏・昼	—	—	—	—
冬・夕	—	—	—	40
冬・深夜	—	—	10	—

(3) 揺れによる要救助者数、津波被害に伴う要救助者数 (人)

	揺れ	津波
夏・昼	—	—
冬・夕	—	—
冬・深夜	—	—

3 生活への影響

(1) 避難者数 (人) 【冬・夕】

	避難者総数	(うち)避難所避難者	(うち)避難所外避難者
直後	340	220	120
1日後	240	160	90
2日後	240	160	90

(2) 要配慮者数 (人) 【冬・夕】

	要配慮者	合計
65歳以上の高齢者	10	
5歳未満乳幼児	10	
身体障がい者	10	
知的障がい者	—	
精神障がい者	—	
要介護認定者	10	
難病患者	—	
妊娠婦	—	
外国人	—	
		40

4 インフラ・ライフライン被害

(1) 道路・橋梁被害 (箇所)

	津波浸水域内	津波浸水域外	合 計	交通支障	不 通	合 計
道路被害	2 0	1 0	3 0			
橋梁被害				—	—	—

(2) 上水道・下水道利用困難人数 (人)

	上水道断水人口	下水道支障人口
直 後	7 6 0	2 0
1 日後	4 4 0	
2 日後	4 2 0	

(3) 下水道復旧予測日数 (日)

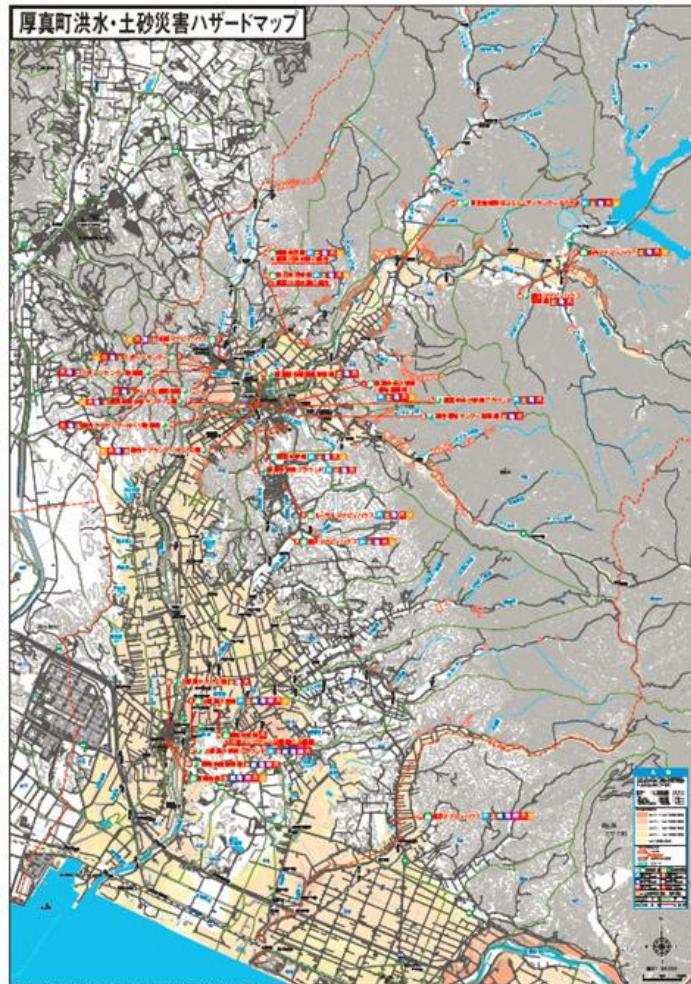
復旧日数 (作業員 1/4) : 日	復旧日数 (作業員 1/4) : 日
1週間程度	3日程度

(4) 停電軒数 (軒) 【冬・夕】

直 後	1 日後	2 日後	3 日後	1 週間後
6 0	6 0	6 0	6 0	6 0

第3 洪水・浸水害

本町には、2級河川厚真川水系、入鹿別川水系及びその他の小河川があり、河川の氾濫等による洪水・浸水害の際、浸水想定区域内には住宅地が多く含まれるため、被害が大きくなる懸念がある。また、本町の東側に隣接するむかわ町を流れる鵡川の下流域において氾濫等が発生した場合は、町の鹿沼地区等が浸水想定区域となっている。



第4 土砂災害

町内の土砂災害の危険箇所となる土砂災害警戒区域（イエローブーン）は195箇所、特別警戒区域（レッドゾーン）は101箇所が指定となっている。

図7_厚真川・入鹿別川・鵡川水系浸水想定区域及び土砂災害警戒区域

第3章 備蓄物資交付対象者

備蓄物資交付対象者については、現行の被害想定で避難者が最大となる「石狩低地東縁断層帶南部（断層上端深さ 3km、モデル 30_3 冬の夕方）最大震度 7 の地震」による被害想定に基づき、対象者を算定する。

第1 想定する避難者数の算出

(1) 最大避難者想定数

冬の夕方の 1,580 人を想定最大避難数とし、想定作成時の平成 30 年 1 月末の人口比を現在の人口比に置き換えた人数を避難者想定数とする。

石狩低地東縁断層帶南部 (断層上端深さ 3km、モデル 30_3) 冬の夕方		想定作成時の人口割合 (H30. 1 末時点 4,667 人)	【避難者想定数】 現人口に合わせた割合人数 (R5. 9 末時点 4,320 人)
避難所生活者数	1,027 人	22.0%	950 人
避難所外避難者数	553 人	11.8%	510 人
避難者数計	1,580 人	33.9%	1,460 人

第2 個別対応が必要となる年齢区分等

(1) 対象人口（令和 5 年 9 月末現在）

ア 総人口：4,320 人（男性：2,180 人・女性：2,140 人）

イ 年齢別人口

（ア）0歳～1歳児：47 人（0歳 19 人、1歳 28 人）

（イ）0歳～3歳児：106 人

（ウ）12歳～51歳の女性：1,625 人

（エ）要介護 3 以上：30 人

(2) 個別対応品目に応ずる年齢区分及び対象人口

品目	区分	対象人口	人口割合
乳幼児調整粉乳・液体ミルク、ほ乳瓶	0歳～1歳	47 人	1.1%
乳幼児用おむつ	0歳から 3 歳	106 人	2.4%
生理用品	12 歳から 51 歳の女性	1,625 人	75.9%
高齢者用おむつ	要介護認定基準における要介護 3 以上	30 人	0.7%

第4章 備蓄品目と備蓄目標

第1 基本的な考え方

(1) 家庭内・事業所の備蓄の補完

町は、個人、各家庭及び事業所で備蓄する家庭内備蓄等を前提に、これらを補うよう、生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等及び避難所等の運営に必要な資器材などを発災から3日分を目標に調達・備蓄する。

(2) 自主防災組織・自治会等コミュニティにおける備蓄の補完

町は、地域コミュニティの自主防災活動に必要な資器材等の備蓄を推奨・推進し、地域防災の活性化及び防災力の強化を図るものとする。

この際、一般財団法人コミュニティ助成事業の地域防災組織育成事業を活用した防災資器材の充実を図るよう調整・申請支援等を行うとともに、申請が行われ不採択となった自主防災組織への資器材貸与などの支援を行う。

(3) 災害対策用資器材等の備蓄

町は、各種災害に応じて、災害発生時の救出救援活動や災害応急対策活動に活用できるよう必要最小限必要な資器材の備蓄を行う。

第2 備蓄品目

備蓄品目については、災害対策に必要な分野ごとに備蓄する品目を設定し、発災から3日目までに、避難生活や避難所等で必要と考えられるものを備蓄するものとする。また、この他、情勢、環境等の変化により必要となった品目については、状況に応じて適宜整備する。

区分	品目（例）
共通物資・器材等	食料品等 米類（アルファ化米等）、その他の主食（乾パン・クラッカー等）、レトルト食品、インスタント麺類、缶詰、飲料水、乳幼児調整粉乳・液体ミルク、アレルギー対応食品、ハラール（宗教）食品など
	生活用品 毛布、タオル、ウエットティッシュ、携帯用トイレ、トイレットペーパー、携帯用ラジオ、カセットコンロ、コンロ用ガス、食器類（簡易食器、箸、スプーン、フォーク）、ほ乳ボトル、スリッパ、使い捨てカイロなど
	衛生用品 生理用品、小児用おむつ、大人用おむつ、マスク、アルコール消毒液、除菌アルコールシートなど
	感染症対策用品 サーナカルマスク、手指アルコール消毒液、非接触式体温計、除菌用アルコールシート、ハンドソープ、ビニールエプロン、ニトリル手袋、ゴミ箱、間仕切り、タイベックスーツ、長靴、ゴム手袋、ゴーグル、除染用資器材など
	停電対策用品 懐中電灯、ヘッドライト、LEDランタン、非電気式ポータブルストーブ、電気ストーブなど
	燃料 ガソリン、灯油
水防資器材	トイレ関連設備（非常用携帯トイレ、トイレ用テント等、仮設トイレ）、発電機、投光器、飲料水保存容器類、ストーブ、扇風機、段ボールベッド、間仕切り、テント（現地対策、受付、避難者用等）、避難所開設キット（避難場運営品）など
	掛矢、鋸、斧、スコップ、蛸槌、鎌、ツルハシ、照明類、丸太（1.2m、2m、1.6～9.9m）しの、竹釘、土のう、フルコン土のう、ロープ、シート、鉄線、ベンチ、ゴムボートなど
職員用資器材	ビブス、ヘルメット、LRDヘッドライト、拡声器、携帯用ラジオ、熊鈴、熊撃退スプレー、ホイッスル、ファーストエイドセット、簡易担架、コンパス

第3 備蓄目標

住民が避難所に持参する物資や民間協定締結事業者等からの調達等を含め、発災から3日間分の数量を基準に備蓄するものとするも、不足する物資は物資調達・輸送支援システム等により要請を行い補うものとする。

(1) 共通物資・器材等

災害発生後4日目以降は、流通在庫備蓄対応割合の増加、救援物資の到着が予想されることから、対象人口を基準に3日分を備蓄するとともに、在宅避難者を含めた想定避難者の収容に必要な最低限度の避難所運営用資器材等の確保を目標に備蓄する。

(2) 水防資器材

水防対策活動に必要な資器材及び被災者の救出等に必要な資器材を備蓄する。

(3) 備蓄品目に応ずる目標数量の考え方

項目	品目	単位	目標数量の考え方																					
食 料	米類（アルファ化米・レトルト等）	食	<p>『想定避難者数×3食×1日分』 ≪設定条件≫：①1人1日3食（災害救助法に基づく、炊き出しによる食品の給与1,160円/1日（消費税込み）以内を基準 ②アレルギー対応食（特定原材料等28品目）</p> <table border="1"> <tr> <td>食品表示基準 (特定原材料)</td><td>えび、かに、小麦、そば、卵、落花生（ピーナツ）</td><td>7品目</td></tr> <tr> <td>消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)</td><td>アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</td><td>21品目</td></tr> </table> <p>③必要によりハラール対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ハラール○（合法）</th><th>ハラーム×（非法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上動物</td><td>鶏、牛、羊など（ただし自然の状態で育成され、イスラム法に沿った食肉処理をされているもの）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・豚 ・人間に有害な物、不快感を与えるもの、病原菌等人体に有害になるものなど ・鶏、牛、羊であってもイスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に飼育されたもの </td></tr> <tr> <td>水生動物</td><td>天然の魚、エビなど（ただし自然な状態で育成されたもの）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・人間に有毒であるもの ・イスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に養殖されたもの </td></tr> <tr> <td>植物</td><td>無農薬野菜、天然キノコ、コショウ、ピーナッツなど（ただし自然の状態で栽培されたもの）</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換えをした植物 ・人間に有害なものの ・人間に不快感を与えるもの ・無農薬野菜であってもイスラム法で不浄とされる肥料を用いて栽培されたもの </td></tr> <tr> <td>飲み物</td><td>天然水、果汁100%のオレンジジュースなど（人体に有害でないもの）</td><td>アルコール入飲料</td></tr> </tbody> </table>	食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、小麦、そば、卵、落花生（ピーナツ）	7品目	消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	21品目		ハラール○（合法）	ハラーム×（非法）	陸上動物	鶏、牛、羊など（ただし自然の状態で育成され、イスラム法に沿った食肉処理をされているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・豚 ・人間に有害な物、不快感を与えるもの、病原菌等人体に有害になるものなど ・鶏、牛、羊であってもイスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に飼育されたもの 	水生動物	天然の魚、エビなど（ただし自然な状態で育成されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・人間に有毒であるもの ・イスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に養殖されたもの 	植物	無農薬野菜、天然キノコ、コショウ、ピーナッツなど（ただし自然の状態で栽培されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換えをした植物 ・人間に有害なものの ・人間に不快感を与えるもの ・無農薬野菜であってもイスラム法で不浄とされる肥料を用いて栽培されたもの 	飲み物	天然水、果汁100%のオレンジジュースなど（人体に有害でないもの）	アルコール入飲料
食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、小麦、そば、卵、落花生（ピーナツ）	7品目																						
消費者庁次長通知 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	21品目																						
	ハラール○（合法）	ハラーム×（非法）																						
陸上動物	鶏、牛、羊など（ただし自然の状態で育成され、イスラム法に沿った食肉処理をされているもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・豚 ・人間に有害な物、不快感を与えるもの、病原菌等人体に有害になるものなど ・鶏、牛、羊であってもイスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に飼育されたもの 																						
水生動物	天然の魚、エビなど（ただし自然な状態で育成されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・人間に有毒であるもの ・イスラム法で不浄とされるものを含んだ餌で継続的に養殖されたもの 																						
植物	無農薬野菜、天然キノコ、コショウ、ピーナッツなど（ただし自然の状態で栽培されたもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換えをした植物 ・人間に有害なものの ・人間に不快感を与えるもの ・無農薬野菜であってもイスラム法で不浄とされる肥料を用いて栽培されたもの 																						
飲み物	天然水、果汁100%のオレンジジュースなど（人体に有害でないもの）	アルコール入飲料																						

項目	品目	単位	目標数量の考え方				
食 料	乳幼児調整粉 乳・液体ミルク	Kg (ml)	『想定避難者数×0歳児人口比×560ml～1000ml 分×3日分』 『設定条件』：①想定避難者数のうち0歳～2歳児を対象 ②1人1日140g（1人1日7回を目安） 【調乳量の目安（株明治HP参照）】				
			月齢 (ヶ月)	標準体重 (kg)	1回の調乳量 (ml)	1日の回数目安	
			～1/2	3.0	80	7	
			1/2～1	3.8	80～120	7	
			1～2	4.8	120～160	6	
			2～3	5.8	120～160	6	
			3～5	6.8	200	5	
			5～7	7.7	200	5	1
			7～9	8.3	200	5	2
飲料	飲料水	リットル	『想定避難者数×3リットル×3日分』 『設定条件』：①1人1日3リットル ②避難所で使いやすい500ミリリットル及び在宅避難者等で使いやすい1.5リットル又は2リットルを準備				
生活用品	毛布	枚	『想定避難者数×2枚』 『設定条件』：①1人2枚 ②毛布の他、寝袋、アルミブランケットなども可とする。				
	ほ乳ボトル	本	『想定避難者数×0歳～2歳児人口比×1日7回×3日分』 『設定条件』：①想定避難者数のうち0歳児を対象 ②使い捨てボトルを利用				
衛生用品	生理用品	枚	『想定避難者数×12～51歳女性人口比×1日8枚×3日分』 『設定条件』：①想定避難者数のうち12歳～51歳女性を対象 ②1人1日7～8枚を目安				
	小児用おむつ	枚	『想定避難者数×0～2歳児人口比×1日8枚×3日分』 『設定条件』：①想定避難者数のうち0歳～2歳児を対象 ②1人1日8枚を目安				
	大人用おむつ	枚	『想定避難者数×要介護3以上人口比×1日8枚×3日分』 『設定条件』：①想定避難者数のうち要介護者3以上（排泄、入浴、衣服の着脱で全面的な介護が必要となる者）を対象 ②1人1日8枚を目安				
燃料	ガソリン	リットル	発電機、公用車、暖房器具等、災害時の対応資器材に必要な量				
	灯油						

項目	品目	単位	目標数量の考え方																						
その他	簡易トイレ・仮設トイレ等	基	<p>『指定避難所数又は想定避難者数×設置箇所数』</p> <p>《設定条件》：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府）」資料参照</p>																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>目安の出典</th><th colspan="2">トイレの個数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）</td><td colspan="2">※状況により対応を選択 第1案：1世帯1基 第2案：20人あたり1基 第3案：100人あたり1個室又は1排泄区域</td></tr> </tbody> </table>			目安の出典	トイレの個数		国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）	※状況により対応を選択 第1案：1世帯1基 第2案：20人あたり1基 第3案：100人あたり1個室又は1排泄区域															
目安の出典	トイレの個数																								
国連による目安 UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）	※状況により対応を選択 第1案：1世帯1基 第2案：20人あたり1基 第3案：100人あたり1個室又は1排泄区域																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">スフィア・プロジェクト (スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)</th><th>公共場所・施設</th><th>トイレの個数 (短期)</th><th>トイレの個数 (長期)</th></tr> <tr> <th>市場</th><th>露店50につき1基</th><th>露店20につき1基</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11"></td><td>病院・医療センター</td><td>ベッド数20床又は外来患者50人につき1基</td><td>ベッド数10床又は外来患者20人につき1基</td></tr> <tr> <td>給食センター</td><td>大人50人につき1基 子ども20人につき1基</td><td>大人20人につき1基 子ども10人につき1基</td></tr> <tr> <td>受入/一時滞在センター</td><td>50人につき1基 女性対男性の割合3:1</td><td></td></tr> <tr> <td>学校</td><td>女子30人につき1基 男子60人につき1基</td><td>女子30人につき1基 男子60人につき1基</td></tr> <tr> <td>事務所</td><td></td><td>スタッフ20人につき1基</td></tr> </tbody> </table>			スフィア・プロジェクト (スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)	公共場所・施設	トイレの個数 (短期)	トイレの個数 (長期)	市場	露店50につき1基	露店20につき1基		病院・医療センター	ベッド数20床又は外来患者50人につき1基	ベッド数10床又は外来患者20人につき1基	給食センター	大人50人につき1基 子ども20人につき1基	大人20人につき1基 子ども10人につき1基	受入/一時滞在センター	50人につき1基 女性対男性の割合3:1		学校	女子30人につき1基 男子60人につき1基	女子30人につき1基 男子60人につき1基	事務所		スタッフ20人につき1基
スフィア・プロジェクト (スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)	公共場所・施設	トイレの個数 (短期)		トイレの個数 (長期)																					
	市場	露店50につき1基	露店20につき1基																						
	病院・医療センター	ベッド数20床又は外来患者50人につき1基	ベッド数10床又は外来患者20人につき1基																						
	給食センター	大人50人につき1基 子ども20人につき1基	大人20人につき1基 子ども10人につき1基																						
	受入/一時滞在センター	50人につき1基 女性対男性の割合3:1																							
	学校	女子30人につき1基 男子60人につき1基	女子30人につき1基 男子60人につき1基																						
	事務所		スタッフ20人につき1基																						
	<p>【留意点】</p> <p>①トイレは発災直後から必要となるため、最低限必要な個数を備蓄し、その後のニーズに応じて数を確保し、快適性を図る。</p> <p>②原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置する。建物内のトイレを優先して障がい者、高齢者、女性や子どもに使用させる工夫に努める。</p>																								
	<p>『想定避難者数×1人1日5回×3日分』</p> <p>《設定条件》：①1人1日5回 ②し尿収集間隔日数3日 ※「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月 内閣府）」資料参照</p>																								
	トイレ用テント・仕切り等	枚	<p>『簡易トイレとセット』</p> <p>《設定条件》：①簡易トイレ1基に1張（台） ②し尿収集間隔日数3日</p>																						
	発電機	台	<p>『指定避難所数×1台』</p> <p>《設定条件》：①照明、充電用など ②電子機器の使用を想定し、インバーター式</p>																						
	投光器	台	<p>『指定避難所数×2台』</p> <p>《設定条件》：①出入口、トイレ等の照明など ②避難所の規模により台数を考慮</p>																						
	飲料水等保存容器類(給水タンク)	個	<p>『指定避難所数×1個』</p> <p>《設定条件》：①飲用、手洗い用等 ②避難所の規模により台数を考慮</p>																						

項目	品目	単位	目標数量の考え方
備蓄品目	飲料水等保存容器類(保存用水袋)	枚	『想定避難者数×1人1日3Lに対応できる枚数』 『設定条件』：①1人1日3リットルを基準 ②1世帯10リットル～20リットル程度
	扇風機	台	『指定避難所数×避難所の部屋数』 『設定条件』：①避難所の面積や部屋数を考慮 ②送風能力により台数を考慮
	ストーブ	台	『指定避難所数×避難所の部屋数』 『設定条件』：①避難所の面積や部屋数を考慮 ②暖房能力により台数を考慮
その他			『指定避難所数又は想定避難者数×設置箇所数×3日分』 『設定条件』：①設置する箇所数等に必要量を加味して算定 ②最大避難者想定数×回数×3日分で算定
水防資器材			水防工法に必要な資器材を確保 ※細部は、厚真町地域防災計画別冊1「厚真町水防計画」による。
備蓄用器材	ビブス	枚	『職員等数+予備数』 『設定条件』：①本部内各部署の人数を考慮（個人に配布） ②会計年度職員を含めて予備を保持
	ヘルメット	個	『職員等数+予備数』 『設定条件』：①本部内各部署の人数を考慮（個人に配布） ②会計年度職員を含めて予備を保持
	LEDヘッドライト	個	『職員等数+予備数』 『設定条件』：①本部内各部署の人数を考慮（個人に配布） ②会計年度職員を含めて予備を保持
	拡声器	台	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：各班1台を基準に携行
	携帯ラジオ	台	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：各班2台を基準に携行
	熊鈴	個	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：全員が携行
	熊撃退スプレー	本	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：各班1本を基準に携行
	ホイッスル	個	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：全員が携行
	ファーストエイドセット	セット	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：全員が携行
	簡易担架	台	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：各班1台を基準に携行
	コンパス	個	『行方不明者捜索隊10名1個班×5個班（職員の約1/3の数）』 『設定条件』：各班1個を基準に携行

(4) 備蓄品目及び備蓄確保目標数

備蓄品目及び備蓄確保目標数は、想定避難者数を基準に指定避難所ごとの収容可能人員数を考慮して目標数を設定するとともに、在宅避難者は避難所外避難者数により算定する。また、水防資器材は、水防計画の備蓄基準により設定する。

ア 目標数設定の考え方

- (ア) 食料品・飲料水等は、最大避難者想定数 1,460 人の 3 日分を基準に備蓄確保目標数を設定する。
 (イ) 備品・資器材等は、使用目的・用途、施設の特性等により、各施設に配分できるように設定する。

イ 保管場所

- (ア) 保管倉庫等
 ①旧富野小学校体育館、②旧母子センター倉庫、③役場本庁舎裏コンテナ

ウ 指定避難所

- (ア) 大型避難施設
 ①上厚真小学校（福祉避難所）、②厚真中学校、③スポーツセンター、④厚南会館、⑤上厚真小学校、⑥厚南中学校
 (イ) コミュニティ避難施設
 ⑦幌内マナビィハウス、⑧本郷マナビィハウス、⑨豊沢マナビィハウス、⑩ルーラルマナビィハウス、⑪鹿沼マナビィハウス、⑫厚北地域防災コミュニティセンターならやま、⑬桜丘生活会館、⑭幌里生活館
 ※ ⑥厚南中学校は、石油コンビナート災害時ののみの開設のため、他の資材を流用する。

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
食料	レトルト白米・アルファ化米 乾麺・即席めん等 パン 缶詰 菓子類	・努めて長期保存が可能な物 ・アレルギー（特定原材料 28 品目）対応食を考慮 ・必要により菓子類を補助食品として備蓄	想定避難者数 1,460 人 × 3 食 × 3 日分 ※4 日以降分は物資調達支援システム等により緊急要望する。 ※災害救助法に基づく、炊き出しによる食品の給与 1,160 円 /1 日（消費税込み）以内を基準	13,140 食
飲料水	保存水	・努めて長期保存可能な物	想定避難者数 1,460 人 × 3 リットル × 3 日分 ※4 日以降分は物資調達支援システム等により緊急要望する。TOTAL : 13,140ℓ 500 mL : 26,280 本（約 1,095 箱 /24 本）	500 mL 26,280 本 (約 1,095 箱)
生活用品（在宅避難者を含む。）	救急セット 20 人用	・ファーストエイドキット ・収容可能人数に対応	コミュニティ避難施設 × 各 1 セット配分 福祉センター・ゆくり・本庁舎・別館 × 各 1 セット	12 セット
	救急セット 50 人用	・ファーストエイドキット ・収容可能人数に対応	大型避難施設 × 各 4 セット配分	20 セット
	ルームテント	・女性等着替え、授乳室 ・感染症対策個室（家族単位） ・サイズ 2.1m × 2.1m (4.4 m ²) を基準	大型避難施設 × 各 35 張配分	175 張
	ダンボールベッド	・100 床分を保有 ・100 床を超える場合は、災害協定に基づき、供給要請		100 床
	ダンボールベッド用パーテーション	・感染症対策可能な 100 床分を保有 ・100 床を超える場合は、災害協定に基づき、供給要請		100 床
	毛布	・1 人 2 枚を基準 ・使用済は、クリーニングし、リパックして再利用	想定避難者数 1,460 人 × 1 人 2 枚	2,920 枚

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
生活用品 (在宅避難者を含む。)	簡易寝袋	・毛布の代用及び補助	想定避難者数 1,460 人×1枚	1,460 枚
	マット	・1人1枚を基準	想定避難者数 1,460 人×1枚	1,460 枚
	スリッパ	・1人1足	想定避難者数 1,460 人×1足	1,460 足
	カセットコンロ	・大型避難施設：各6台 ・コミュニティ避難施設：各2台	大型避難施設：30台 コミュニティ避難施設：16台	46台
	カセットコンロ用ガス	・最大燃焼火力で連続燃焼約1時間 1日1本/1台(約3時間分)×3日分	大型避難施設：90本 コミュニティ避難施設：48本	138本
	食器類	・食器、箸、スプーン、フォーク、紙コップなど	想定避難者数 1,460 人×3食×3日分	13,140回分
	タオル	・1人1枚×3日分	想定避難者数 1,460 人×1枚×3日分	4,380枚
	災害用簡易トイレ	・組立トランク型ラップ式トイレ(専用個室付) ・50人に1基、長期化の場合20人に1基(厚生労働省「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(H28.4)」) ・男女比率：女3対男1 ・排泄用処理袋併用 ・このほか災害協定に基づき支援要請	大型避難施設×6基 (女性用4基、男性用2基を基準)	30基
	災害用トイレ排泄処理袋(携帯トイレ)	・既存洋式トイレ利用による着脱式処理袋 ・1人1日5回(厚生労働省「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(H28.4)」)	想定避難者数 1,460 人×1人1日5回×3日分	21,900回分
	トイレットペーパー	・1週間あたり1人1ロール、4人家族1ヵ月16ロール(日本家庭紙工業会) ・想定避難者数×0.5ロール(約3日分)で算定	想定避難者数 1,460 人×1人0.5ロール	730ロール
	ブルーシート#3000(7.2m×9m)	・避難所外避難者(在宅等)×510人 ・多目的に活用(水防等)	1世帯1枚×510人	510枚
	ブルーシート#3000(4.5m×5.4m)	・避難所外避難者(在宅等)×510人 ・多目的に活用(水防等)	1世帯1枚×510人	510枚
乳児用品	乳幼児用ミルク(0~12ヵ月) 300g 缶	・1回の量 220 mL(28.6g) ×1日7回で約200g×3日分(3日で1人300g缶×2缶使用)	対象者数 19人×7回×3日分	38缶
	乳幼児用ミルク(9~12ヵ月以上) 300g 缶	1回の量 200 mL(28g) ×1日5回で140g×3日分(3日で1人300g缶×1.5缶使用)	対象者数 28人×5回×3日分	42缶
	ほ乳瓶(使い切りタイプ)	・1日7回×3日分	0~12ヵ月対象者数 19人×7回×3日分 399本 9~12ヵ月対象者数 28人×5回×3日分 420本	819本
	幼児用おむつ	・対象年齢0歳~3歳 ・1日8枚×3日分	対象者数 106人×8枚×3日分	2,544枚
女性用品	生理用品	・対象者12歳~51歳の女性 ・1日8枚×3日分	対象者数 1,625人×8枚×3日分	39,000枚
高齢者等用品	高齢者用おむつ	・要介護認定3以上 ・1日6枚×3日分	対象者数 30人×6枚×3日分	540枚
	介護用簡易ベッド	・リクライニング可動式	福祉避難所(中央小) 介護認定3以上 30人×50%	15台

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
停電対策	発電機 (2.4kVA) 正弦波インバータ搭載	・タンク容量 12.7L、連続可動 22.3h ・トイレ等の照明用	大型避難施設×各 1 台 コミュニティ避難施設×各 1 台 福祉センター・ゆくり×各 1 台	15 台
	発電機 (900VA) 正弦波インバータ搭載	・タンク容量 2.13L、連続可動約 4h ・入口、受付、携帯充電等の照明用 ※コミュニティ施設は各 1 台	大型避難施設×各 2 台 コミュニティ避難施設×各 1 台 福祉センター・ゆくり×各 2 台	22 台
	燃料 (ガソリン)	・初期使用燃料の約半日分を燃料の缶詰(ガソリン)で保有(2日目以降の給油分は調達により供給) *ガソリンの缶詰 1 リットル缶、保存期間 3 年 *発電機 (2.4kVA) : 6 リットル⇒約 11 時間 *発電機 (900VA) : 4 リットル⇒約 8 時間 ・消防法で定める危険物第四類第一石油類(ガソリン)備蓄規定量 *40 リットル未満は届け出の義務はない。 *40 リットル以上～200 リットル未満は少量備蓄指定場所申請を指定申請書(消防署にて入手)を所轄消防署へ提出	大型避難施設 14 リットル(14 缶) コミュニティ避難施設 100(10 缶)	150 リットル (150 缶)
	ガソリン携行缶 20ℓ	ガソリン携行用	大型避難施設×各 3 台 コミュニティ避難施設×各 2 台 福祉センター・ゆくり×各 3 缶	37 缶
	ガソリン用給油ポンプ	発電機 1 台につき 1 本	大型避難施設×各 3 本 コミュニティ避難施設×各 2 本 福祉センター・ゆくり×各 3 本	37 本
	投光器 ハロゲンライト (三脚付き)	照明(避難所入口×1、受付×1、トイレ等×1)	指定避難所×各 3 台 福祉センター・ゆくり×各 3 台	45 台
	LED ランタン	照明	大型避難施設×各 20 個 コミュニティ避難施設×各 10 個 福祉センター・ゆくり×各 10 個	200 個
	LED ヘッドライト	照明	大型避難施設×各 20 個 コミュニティ避難施設×各 10 個	180 個
停電対策	電気コードリール	防雨型 30m 卷き	大型避難施設×各 4 卷 コミュニティ避難施設×各 4 卷	52 卷
	OAタップ (携帯充電、事務用)	6 個口 5m	大型避難施設×各 6 卷 コミュニティ避難施設×各 6 卷	78 本
	単 1 電池	ランタン用 (1 台×4 個)	大型避難施設×各 80 本 コミュニティ避難施設×各 80 本	1040 本
断水対策	単 4 電池	ヘッドライト用 (1 台×3 個)	大型避難施設×各 60 本 コミュニティ避難施設×各 60 本	780 本
	給水タンク (コック付) 500L	避難所設置給水用	指定避難所×各 1 個	13 個
	給水用ポリタンク (コック付)	給水、手洗い、飲用等	指定避難所×各 5 個	65 個
	給水袋 10 リットル	在宅避難、断水世帯等配布用	想定避難者数 1460×2 袋	2,920 袋
	給水袋 6 リットル	在宅避難、断水世帯等配布用	想定避難者数 1460×2 袋	2,920 袋

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
避難所開設キット用品	A3 コピー用紙	受付等事務用品、1冊（500枚）	指定避難所×各2冊	26冊
	A4 コピー用紙	受付等事務用品、1冊（500枚）	指定避難所×各2冊	26冊
	油性マジックセット	受付等事務用品、1セット（8色）	指定避難所×各1セット	13セット
	油性ボールペン（黒）	受付等事務用品、10本	指定避難所×各10本	130本
	油性ボールペン（赤）	受付等事務用品、10本	指定避難所×各10本	130本
	油性ボールペン（青）	受付等事務用品、10本	指定避難所×各10本	130本
	シャープペンシル（0.5mm HB）	受付等事務用品、10本	指定避難所×各10本	130本
	シャープペンシル芯（0.5mm HB）	受付等事務用品、1個（40本入）	指定避難所×各1個	13個
	蛍光ペンセット	受付等事務用品、1セット（5色）	指定避難所×各2セット	26セット
	ホワイトボードマーカーセット	受付等事務用品、1セット（4色）	指定避難所×各2セット	26セット
	ボード用マグネットバー（220mm）	受付等事務用品、10本	指定避難所×各10本	130本
	ボード用カラーマグネット（40mm）	受付等事務用品、10個	指定避難所×各10個	130個
	消しゴム	受付等事務用品、2個	指定避難所×各2個	26個
	付箋紙（50×15）セット	受付等事務用品、1セット	指定避難所×各1セット	13セット
	付箋紙（75×25）セット	受付等事務用品、1セット	指定避難所×各1セット	13セット
	付箋紙（75×75）セット	受付等事務用品、1セット	指定避難所×各1セット	13セット
	付箋紙（75×127）セット	受付等事務用品、1セット	指定避難所×各1セット	13セット
	クリップボード（A4横）	受付等事務用品、A4版横	指定避難所×各5枚	65枚
	はさみ	受付等事務用品、2本	指定避難所×各2本	26本
	カッターナイフ（小型）	受付等事務用品、2本	指定避難所×各2本	26本
	カッターナイフ（大型）	受付等事務用品、2本	指定避難所×各2本	26本
	ホッチキス	受付等事務用品、2個	指定避難所×各2個	26個
	ホッチキス針	受付等事務用品、1箱	指定避難所×各1箱	13箱
	セロハンテープ（カッター付）	受付等事務用品、2巻	指定避難所×各2巻	26巻
	両面テープ	受付等事務用品、2巻	指定避難所×各2巻	26巻
	スティックのり	受付等事務用品、2本	指定避難所×各2本	26本
	電卓	受付等事務用品、1台	指定避難所×各1台	1台
	A4 フラットファイル	受付等事務用品、10冊	指定避難所×各10冊	130冊
	穴あけパンチ	受付等事務用品、1台	指定避難所×各1台	13台
	ゼムクリップ	受付等事務用品、1箱（100本入）	指定避難所×各1箱	13箱
	バインダークリップ（大）	受付等事務用品、1箱（10個入）	指定避難所×各1箱	13箱
	バインダークリップ（中）	受付等事務用品、1箱（10個入）	指定避難所×各1箱	13箱
	バインダークリップ（小）	受付等事務用品、1箱（10個入）	指定避難所×各1箱	13箱
	定規 50cm	受付等事務用品、1本	指定避難所×各1本	13本
	タックインデックス（大）（10シート）	受付等事務用品、1冊	指定避難所×各1冊	13冊
	タックインデックス（中）（10シート）	受付等事務用品、1冊	指定避難所×各1冊	13冊
	布テープ	運営用品、5巻	指定避難所×各5巻	65巻

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
避難所開設キット用品	養生テープ	運営用品、5巻	指定避難所×各5巻	65巻
	ビニールテープ	運営用品、5巻	指定避難所×各5巻	65巻
	レジ袋（乳白色100枚 44×54）	運営用品、3袋	指定避難所×各3袋	39袋
	ポリ袋 90L 透明（10枚入）	運営用品、1箱	指定避難所×各1箱	13箱
	ポリ袋 45L 透明（10枚入）	運営用品、1箱	指定避難所×各1箱	13箱
	ブルーシートロール（0.91×450）	運営用品、1本	指定避難所×各1本	13本
	ブルーシート#3000（7.2m×9m）	運営用品、5枚	指定避難所×各5枚	65枚
	ブルーシート#3000（4.5m×5.4m）	運営用品、5枚	指定避難所×各5枚	65枚
	メガホン	運営用品、1台	指定避難所×各1台	13台
	携帯ラジオ	運営用品、電池入り	指定避難所×各20台	260台
	収納用コンテナ（425×716×323）	運営用品収納ボックス、3箱	指定避難所×各3箱	39箱
	防災無線ハンディ（通話用）	運営用品、防災Gより貸出	指定避難所×各1台	13台
冬期対策	灯油ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時も使える非電気式のストーブを使用 ・現在、町で保有するストーブの能力で算定（トヨストーブ ホワイトクリーン KS-67D）） <ul style="list-style-type: none"> *1台で木造17畳（31m²） *コンクリート24畳（44m²）※1畳=1.82m² ・大型避難所は体育館・講堂のみで算出 ・厚南中学校は、石油コンビナート災害時ののみの開設のため、流用して運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央小学校（1250 m²）：29台 ・厚真中学校（955 m²）：23台 ・ズボーネセンター（2,034 m²）：46台 ・厚南会館（913 m²）：21台 ・上厚真小学校（959 m²）：22台 ・幌内マビハウス（139 m²）：5台 ・本郷マビハウス（162 m²）：5台 ・豊沢マビハウス（128 m²）：4台 ・ルーラムマビハウス（115 m²）：4台 ・鹿沼マビハウス（130 m²）：4台 ・ならやま（181 m²）：6台 ・桜丘生活会館（88 m²）：3台 ・幌里生活館（88 m²）：3台 <p>※厚南中学校（965 m²）：22台</p>	175台
	燃料（灯油）	<ul style="list-style-type: none"> ・初期使用燃料の約4時間分の約2リットルを燃料の缶詰（白灯油）で保有 <ul style="list-style-type: none"> *白灯油の缶詰1リットル缶、保存期間3年 ・現在、町で保有するストーブの能力で算定（対流型石油ストーブ） <ul style="list-style-type: none"> *灯油ストーブタンク 6.30 *最大燃焼時間 9.7時間、1日の消費量約180 ・消防法で定める危険物第四類第二石油類（灯油）備蓄規定量 <ul style="list-style-type: none"> *200リットル未満は届け出の義務はない。 *200リットル以上～1000リットル未満は少量備蓄指定場所申請を指定申請書（消防署にて入手）を所轄消防署へ提出 	ストーブ台数 175台×20(1缶)	175リットル (175缶)

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
水防対策	灯油用ポリタンク	・燃料供給用 ・ストーブ1台につき1個	ストーブ台数 175台×1個	175個
	灯油用給油ポンプ	・補充用ポンプ ・ストーブ3台につき1本	ストーブ台数 175台/3本	59本
	使い捨てカイロ	・避難所、在宅避難者等 ・持続時間 10時間～14時間程度 ・1人1日×2枚	想定避難者数 1,460人×2枚	2,920枚
	掛矢(カケヤ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：10丁		10丁
	鋸(ノコ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：10丁		10丁
	斧(オノ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：10丁		10丁
	剣先スコップ	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：50丁		50丁
	蛸槌(タコツチ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：5丁		5丁
	鎌(カマ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：20丁		20丁
	ツルハシ	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：10丁		10丁
	丸太 1.2m	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：100本		100本
	丸太 2m	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：50本		50本
	丸太 1.6～9.9m	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：50本		50本
	しの	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：6丁		6丁
	竹釘(タケクギ)	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：12本		12本
	土のう	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：3000枚		3000枚
	フルコン土のう	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準(上記に含む)		(上記に含む)
	ロープ	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：37.5kg		37.5kg
	シート	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：100枚		100枚
	鉄線	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：80kg		80kg
	ペンチ	・指定水防管理団体の水防資器材備蓄基準：5丁		5丁
	ライフジャケット			100着
感染症対策 (家畜伝染病含む)	ゴムボート	・6人乗りタイプ ・災害協定に基づき要請		必要数
	アルコール消毒液	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	150リットル
	除菌用アルコールシート	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	540個
	ハンドソープ	・感染症予防	大型避難施設×20箇所 コミュニティ避難施設×10箇所	180個

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
感染症 対策 (家畜 伝染病 含む)	次亜塩素酸ナトリウム液 (0.05%又は0.1%)	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	93 本
	液体容器 (スプレーボトル 500mℓ)	・感染症予防	大型避難施設×20箇所 コミュニティ避難施設×10箇所	180 個
	非接触式電子体温計	・感染症予防	大型避難施設×3個 コミュニティ避難施設×1個 福祉センター・ゆくり×各1個	25 個
	ペーパータオル	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	222 箱
	フェイスシールド	・感染症予防 ・受付、配食等に使用	大型避難施設×20箇所 コミュニティ避難施設×10箇所	180 個
	長袖ガウン／ビニールエプロン	・感染症予防 ・受付、配食等に使用	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	540 着
	足踏み式ゴミ箱（蓋付）	・感染症予防	大型避難施設×1箇所3個×8箇所 コミュニティ避難施設×1箇所3個×2箇所	168 個
	ゴミ袋（100枚入）	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	174 袋
	嘔吐処理用具	・感染症予防	大型避難施設×各5回分 コミュニティ避難施設×各1回分	23 箱
	アクリル製飛沫防止パーティション	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	50 台
	エアーテント	・避難所運営等（受付、隔離棟など） ・災害協定に基づき要請		必要数
	サーナカルマスク	・感染症予防	想定避難者数 1485人×1日 2枚×3日分	8,910 枚
	防じんマスク DS2タイプ（ウイルス対応 N95タイプ）	・感染症予防	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	840 枚
	使い捨てニトリル手袋	・避難所運営、除染用等	大型避難施設×20箇所×3日分 コミュニティ避難施設×10箇所×3日分	53 箱
	長靴	・除染用資器材		76 足
	不織布性防護服(タイベックスーツ)	・除染用資器材 ・保護ゴーグル、手袋、防護用マスク等含む一式		165 着
	布テープ	・除染用資器材		10 卷
	モップ絞り器	・除染用資器材		10 台
	水拭きモップ	・除染用資器材		10 本
	バケツ 10L（個）	・除染用資器材		10 個
	乾電池式噴霧器	・除染用資器材		5 台

区分	品目	特記事項・用途等	交付対象等	確保目標数
搜索・救助活動用	ビブス	・個人配布、町名入り	全職員等	150 着
	ヘルメット	・厚生労働省安全基準の国家検定合格品 ・個人配布、町名等入り	全職員等	150 個
	LED ヘッドライト	・個人配布	全職員等	150 個
	拡声器	・搜索等器材（連絡・搜索）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班分(職員の約 1/3 の数) 各班 1 台を基準に携行	5 台
	携帯用ラジオ	・搜索等器材（情報収集、熊避け）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班分(職員の約 1/3 の数) 各班 2 台を基準に携行	10 個
	熊鈴	・搜索等器材（熊避け）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班(職員の約 1/3 の数) 全員が携行	50 個
	熊撃退スプレー	・搜索等器材（熊撃退） ・ヒグマ用	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班分(職員の約 1/3 の数) 各班 1 本を基準に携行	5 本
	ホイッスル	・搜索等器材（緊急用、熊避け）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班(職員の約 1/3 の数) 全員が携行	50 個
	携帯用ファーストエイドキット	・搜索等器材（緊急用）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班(職員の約 1/3 の数) 全員が携行	50 セット
	簡易担架	・搜索等器材（緊急用）	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班分(職員の約 1/3 の数) 各班 1 台を基準に携行	5 台
	コンパス	・搜索等器材	行方不明者捜索隊 10 名 1 個班×5 個班分(職員の約 1/3 の数) 各班 1 個を基準に携行	5 個

第5章 整備・更新計画

備蓄・更新は、5年中期の調達を計画し、情勢、環境の変化及び物価等の経済状況等に応じて見直しするものとする。

第1 食料品・飲料水

賞味期限・消費期限を考慮しながら年次的に備蓄を行っていくこととし、努めて長期保存が可能な物、アレルギー対応食、ハラール食等への対応及び賞味期限・消費期限に応じたローリングストックに着意して購入するものとする。

第2 生活必需品及び避難所資器材

保存状況や衛生面を考慮しながら年次的に備蓄を行っていくものとする。

この際、高齢者、障がい者、女性、子ども、外国人等の要配慮者等への配慮及び冬期における暖房器材等の充実を図る。また、備蓄として適さなくなつた生活必需品については、可能な限り再利用するものとする。

第3 備蓄品の更新基準

種別	主な品目	保存可能期間（参考）	更新基準
食料品等	生米	1カ月(夏)～2カ月(冬)	1カ月 賞味期限の約3カ月前までに更新
	レトルト主食（白米）	レトルトパックごはん1年 アルミパックごはん5年6カ月	
	アルファ化米	アルファ化米5年6カ月	
	乾麺	うどん・そば・そうめん1年～2年 パスタ3年	
	即席麺等インスタント食品	カップ麺6カ月 袋麺8カ月	
	パン	乾パン5年 缶詰パン3年～5年	
	菓子類	ビスケット・クッキー5年	
	缶詰	コンビーフ3年6カ月 スペム3年 焼き鳥・ツナ缶・サバ缶等2～3年	
	飲料水	メーカーにより最大15年	
生活用品等	毛布	10年	
	ティッシュ・トイレットペーパー	特になし	
	ウエットティッシュ	約3年	
	携帯用トイレ	非常用簡易トイレ10年	
	カセットコンロガス	7年	
	サーナカルマスク	メーカーにより3年～5年	
	アルコール消毒液 除菌用アルコールシート	メーカーにより約3年	
	ハンドソープ	メーカーにより約3年	
	ボディーシート	メーカーにより3年～5年	

種別	主な品目	保存可能期間（参考）	更新基準
乳幼児用品	粉ミルク	1年6カ月	賞味期限の約3カ月前 までに更新
	液体ミルク	メーカーにより9カ月～1年6カ月	
	ほ乳瓶	使い捨てほびん期限なし	
	乳児用紙おむつ	メーカーにより3年～5年	3年を基準に更新
	おしり拭き	メーカーにより3年程度	
女性等用品	生理用品	メーカーにより通常3年～5年 災害備蓄用最大10年	消費期限の約3カ月前 までに更新
高齢者・障がい者	大人用紙おむつ	メーカーにより3年～5年	3年を基準に更新
職員等用	ヘルメット	防災用ヘルメット（厚生労働省安全基準の国家検定合格品） ・耐用年数6年((一社)日本ヘルメット工業会)	6年を基準に更新
	熊撃退スプレー	メーカーにより3年～5年（ヒグマ用）	4年を基準に更新

第6章 備蓄保管場所

備蓄する場所は、倉庫等への集中保管の他、保管が可能な指定避難所に災害発生時の初動期に必要となる最低限の物資を分割して保管する。

No.	区分	名称	場所	備考
1	倉庫等	旧富野小学校体育館	富野 311-1	一括集中保管場所
2		旧母子センター倉庫	京町 159	感染症対策品等
3		本庁舎裏防災コンテナ	京町 120	燃料等
4	指定避難所	厚真中央小学校	新町 92-1	No.1に集中保管
5		厚真中学校	新町 464	No.1に集中保管
6		スポーツセンター	本郷 234-6	No.1に集中保管
7		厚南会館	上厚真 219-6	No.1に集中保管
8		上厚真小学校防災コンテナ	厚和 59-3	No.1に集中保管(一部保管有)
9		幌内マナビィハウス	幌内 607-1	No.1に集中保管(一部保管有)
10		本郷マナビィハウス	本郷 229-1	No.1に集中保管
11		豊沢マナビィハウス	豊沢 472-1	No.1に集中保管
12		ルーラルマナビィハウス	豊沢 1209	No.1に集中保管
13		鹿沼マナビィハウス	鹿沼 217-4	No.1に集中保管
14		厚北地域防災コミュニティセンターならやま	富里 373-1	分割保管有
15		桜丘生活会館(厚真川洪水時に開設)	桜丘 409	No.1に集中保管
16		幌里生活館(厚真川洪水時に開設)	幌里 216-2	No.1に集中保管
17		厚南中学校(石油コンビナート災害時に開設)	富野 75-2	No.1に集中保管

第7章 備蓄物資の活用等

第1 消費期限等のある備蓄物資の取扱い

賞味期限・消費期限等に応じ、物資の更新・入れ替えをおこない、突発的な災害にも対応し得るように使用可能な状態を維持しておくものとする。

物資の更新・入れ替えによる古い物資及び消費期限等定かではないが、保存期間が一定程度経過した物資は、防災訓練等において自主防災・自主備蓄の普及啓発の一環として配布するなど、安易に廃棄することとならないよう留意するとともに、生活困窮者等支援のフードバンク活動団体等への提供による社会貢献、効果的な活用に努めるものとする。

第2 その他の備蓄物資

その他の備蓄物資については、実用性及び保存状態・衛生面などを考慮して、可能な限りクリーニング・リパック等による再利用や防災訓練、啓発用物品として使用するなど、効果的な活用に努めるものとする。

第3 災害時の物資供給等

本計画により整備した備蓄品は、災害時に町民へ供給することを基本とするほか、大規模な事故の発生等により応急援助を必要とする者がいる時や、広域的災害における他自治体への支援など、人道的見地から必要と認められる場合には、幅広く活用するものとする。

厚真町災害時備蓄計画の沿革

平成30年 3月	厚真町災害時備蓄計画の策定
令和元年 1月 11日	計画の修正（全般の見直し）
令和2年 10月 29日	計画の一部修正（感染症対策品等）
令和4年 5月 18日	計画の修正（全般の見直し）
令和6年 ○月○○日	計画の一部修正及び厚真町地域防災計画の個別計画として位置付け